

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

○施策体系○

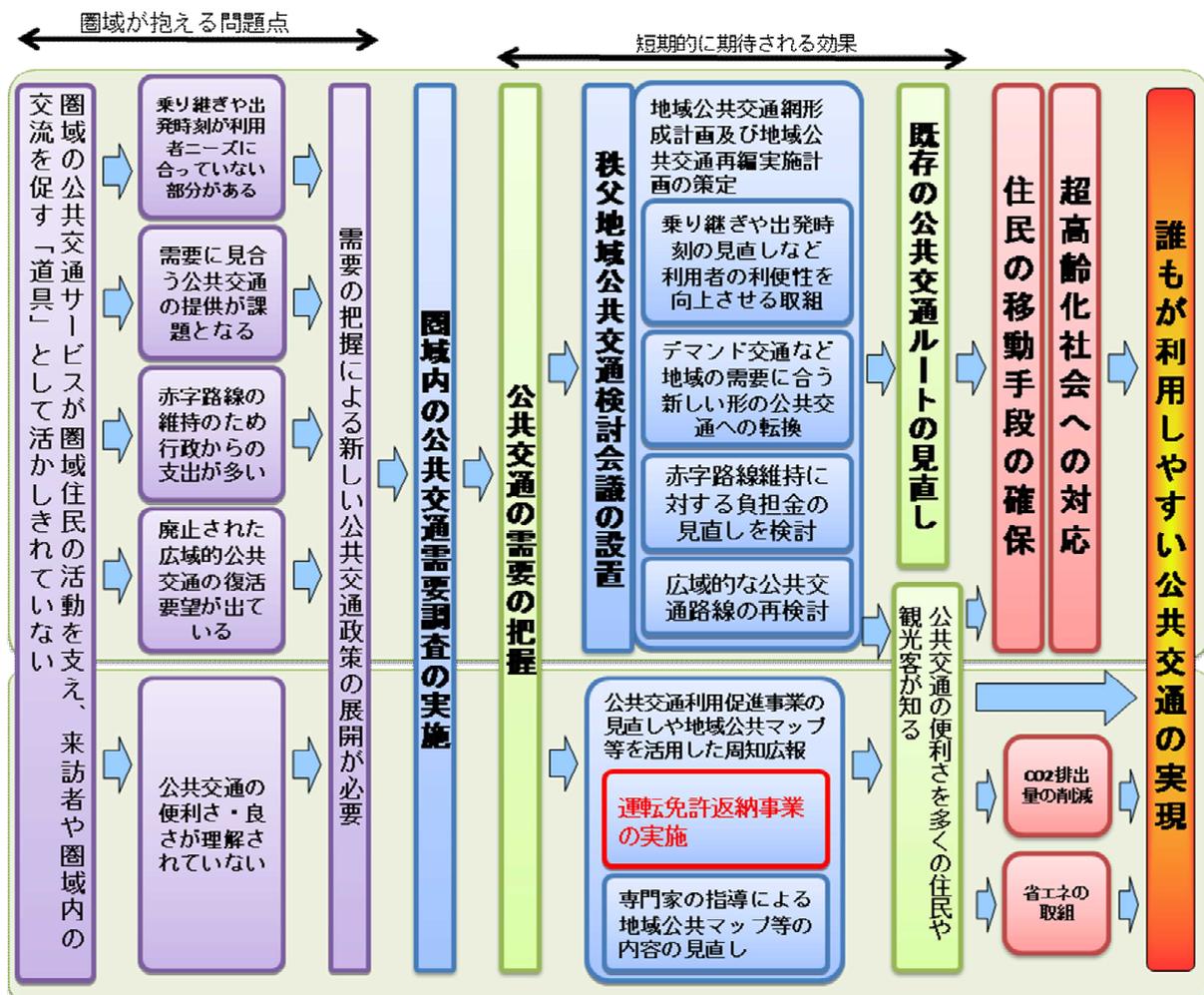
(ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

- ①秩父圏域での公共交通会議の開催
- ②地域公共交通の広報の実施
- ③将来的な地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定

④**運転免許返納者に対する支援**

○秩父圏域内の公共交通需要調査（終了）

○戦略図○



## (ア) 誰もが利用しやすい公共交通の推進

### ○現況と課題○

公共交通は、自動車などの交通手段を持っていない住民にとって、通勤通学手段、高齢者の買い物や通院手段として必要なものであり、住民生活に大きな影響を及ぼす政策です。また、秩父を訪れる観光客にとって手軽に利用できる移動手段にもなります。さらに、平成 29 年 3 月には改正道路交通法が施行され、高齢運転者の運転免許制度の変更に伴い、加齢により自動車の運転を止める高齢者が増加すると予想されるため、免許返納者へのサポート事業等も考慮した、公共交通への取組はますます重要になってきます。

現在の秩父圏域の公共交通網は、鉄道路線、公営・民営バス路線、タクシーなどにより構成されており、また、輸送対象が限定されている交通機関として、公営ではスクールバスや大滝国保診療所送迎バス、民営では、公共交通空白地域解消のための秩父市吉田大田地区乗り合いタクシーや買い物乗合タクシー、NPO 法人などによる福祉有償運送のほか、病院や各地のデイサービスセンター、旅館などによる送迎バスが運行されています。

このように、秩父圏域の市町は公共交通機関により概ね最短距離で結ばれていますが、秩父圏域の公共交通サービスでは、様々な問題を抱えており、圏域住民の活動を支え、来訪者や圏域内の交流を促す「道具」として活かしきれていないのが現状です。公共交通間の乗り継ぎは、ダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努力していますが、関係する事業者の個々の事情もあるため、調整に苦慮しています。また、利用者が少ないバス路線や重複する区間が市内にあるなどの状況もあり、需要に見合う公共交通サービスを提供することが課題として挙げられます。さらに、住民からは利便性を高める路線延長や増便要望・バス停の新設要望等があり、鉄道では増発・乗り継ぎ時間の短縮等、多種多様な要望が出されています。

その他、各自治体では公共交通路線を確保するため多額の負担金を支出しており、近い将来、財政状況から負担金を維持できない自治体も出てくるのではと懸念されます。

### ○今後の展望○

公共交通機関は、地域住民の住みよい環境と経済・社会活動を支え、豊かな地域社会を形成する基礎的な社会資本ですが、最近では利用者の減少傾向が著しく、公共交通機関の路線の維持そのものが困難な状況になっています。

しかしながら、高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応や地球環境への負荷の軽減、省エネルギーの促進にもつながるものであり、秩父圏域全体で考えていく必要があります。

平成 22～23 年度には各種調査を実施し、現状、課題、問題点、需要等を把握し、これをもとに今後の進むべき基本理念となる地域公共交通ビジョンを策定しました。さらに平成 24 年度は、各路線ルートや乗り継ぎを明瞭化させるため、圏域全体の地域公共交通マップの作成及びわかりやすいサイン事業を実施し周知活動を行い、平成 25 年度には、サイン改修事業の継続と、需要に基づくバス路線の再編を行いました。

今後は、地域公共交通ビジョンをもとに、さらに踏み込んだ地域公共交通網形成計画の策定を目指し、鉄道とバス間の相互連絡調整等の利便性向上や、需要に応じた供給を考慮するデマンド交通に代表される、**新しい公共交通への変換などによる、既存の公共交通ルートの見直しを行います。これにより、誰もが利用しやすい公共交通の実現を目指していきます。**

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

<b>【形成協定】</b>
誰もが利用しやすい公共交通の推進
圏域における公共交通の充実のため、公共交通の需要を調査・検証し、誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの再構築に取り組む。

○取組の成果指標○

指標	公共交通会議開催回数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	4回	4回	4回	4回
実績	2回	0回	4回		
指標	運転免許返納者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	—	—	—	230人
実績	—	—	—	—	

① 秩父圏域での公共交通会議の開催

事業名	秩父圏域公共交通会議の開催					65	関係市町名
事業概要	<p>市営バス、町営バスを有する自治体では、それぞれ地域公共交通会議が開催されている。この会議は、地域公共交通に関して国から許認可を受けるにあたり、開催が必須のものである。</p> <p><b>しかしながら、複数の自治体にまたがる公共交通については検討する場が無いことから、圏域内の公共交通網について議論する秩父圏域公共交通会議を開催する。</b></p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>圏域内の地域公共交通の課題や今後の計画などを議論することで、圏域内の公共交通網の充実が期待できる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町がそれぞれ組織する公共交通会議の開催とは別に、広域的な公共交通のあり方等を検討するため、各市町が協力し、会議を開催する。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 200	29 200	30 200	31 200	計 800	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	27	28	29	30	31	計	
市負担額	0	108	108	108	108	432	
各町負担額	0	23	23	23	23	92	

② 地域公共交通の広報の実施

事業名	地域公共交通広報事業					66	関係市町名
事業概要	<p>秩父圏域の公共交通網は、民営鉄道路線、民営バス路線、公営バス路線及びタクシー事業により構成されている。普段、当たり前のように走っている路線バスの多くは、国や県、市及び町の補助制度により確保されていることを知らない住民も多く、周知する必要がある。</p> <p>広報誌等での利用の呼びかけ、観光担当課による観光パンフレット等作成時に、アクセス方法への公共交通情報掲載を促す等により、公共交通の利用促進を図る。</p>					秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）	
成果	<p>広報周知活動により、住民や観光客などの利用者の増加が見込まれる。</p>						
関係市町の役割分担	<p>各市町が協力して企画立案・広報を行う。</p>						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>該当なし</p>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<p>既存の観光広報事業内での取組みとしたい。</p>						

③ 地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定

事業名	地域公共交通計画策定事業					67	関係市町名
事業概要	地域公共交通の現状、問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民、交通事業者、行政の役割を定める。						秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画の策定を進めることにより、将来の圏域全体を見渡した「誰もが利用しやすい公共交通」の推進に資することができる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して計画策定を行う。						
事業費 (千円)	27 0	28 0	29 0	30 0	31 0	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	地域公共交通調査事業（計画策定事業） ※補助率：2分の1【上限1,000万円】						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	該当なし						

④ 運転免許返納者に対する支援

事業名	運転免許返納事業					68	関係市町名
事業概要	運転免許返納者からの申請に応じ、生涯1回に限り、秩父鉄道、西武観光バス、秩父管内のタクシーで利用できる6,000円分の公共交通利用券を支給する。						秩父市（市民生活課） 横瀬町（まち経営課） 皆野町（総務課） 長瀬町（企画財政課） 小鹿野町（総合政策課）
成果	運転免許返納者に対して利用券を支給することにより、公共交通機関を利用する機会を促し、地域の公共交通機関の維持確保が図れる。ひいては、住民の生活の足の確保につながる。						
関係市町の役割分担	申請受付及び利用券交付、利用状況把握、制度についての問い合わせ対応を各市町で行う。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	—	—	—	—	1,420	1,420	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	27	28	29	30	31	計	
市負担額	—	—	—	—	764	764	
各町負担額	—	—	—	—	164	164	

○今後想定される事業○

- ① 公共交通間の連携
  - (1) 鉄道と基幹的なバス路線についてはダイヤ改正等を考慮し、出来る限りスムーズな乗り継ぎが出来るよう努める。
- ② 地域公共交通の品質向上
  - (1) 日頃の「お出かけ」がしやすくなるサービスの改善
  - (2) 路線バス等が運行されていない場所での生活観光路線の試行
- ③ 計画策定に向けた準備
  - (1) 秩父圏域内1市4町による、方向性の確認。
  - (2) 将来的な地域公共交通網形成計画策定に向けて、関東運輸局が開催する「勉強会」への参加。
  - (3) 地域公共交通網形成計画策定に向けた予算の確保。(総額800万円程度)

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

イ デジタル・デバイドの解消に向けた ICT インフラの整備

○施策体系○

(ア) 秩父圏域情報化の推進

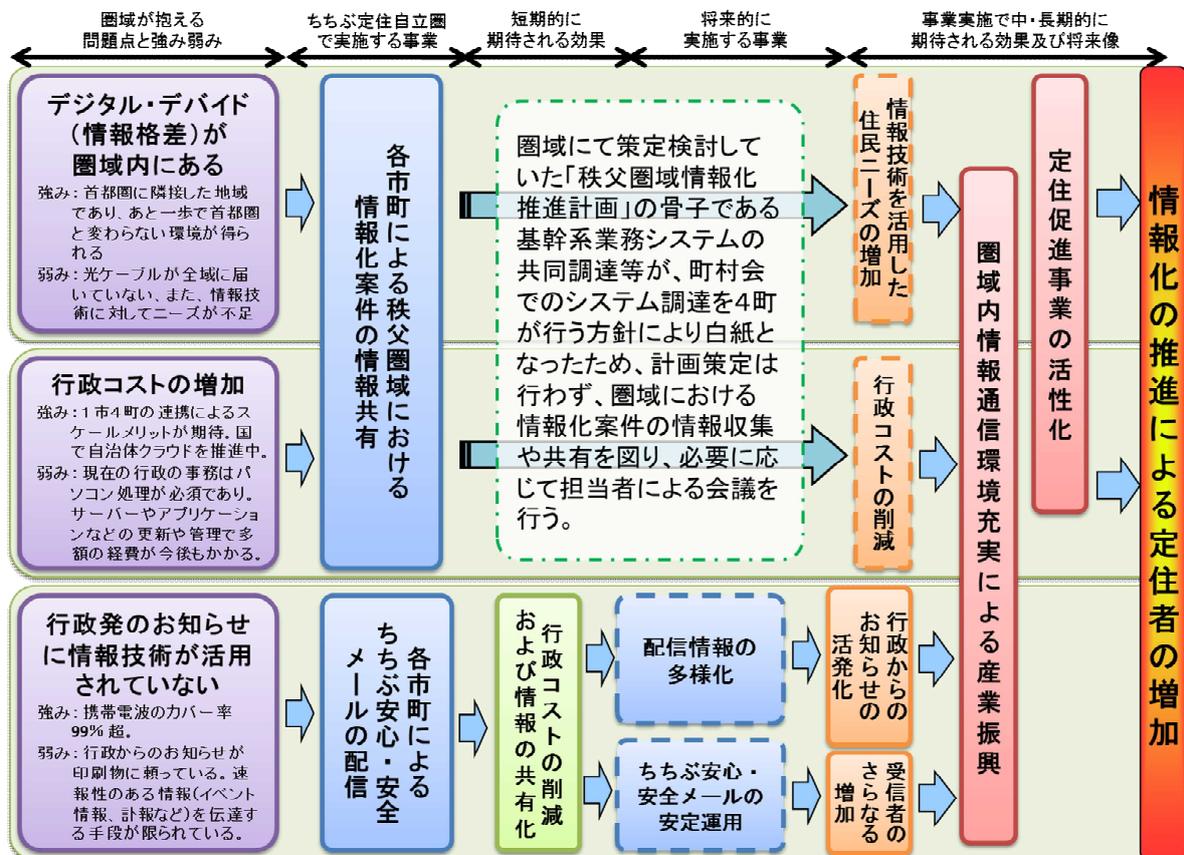
○推進計画の策定 (終了)

○情報化研究会の実施 (終了)

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

① ちちぶ安心・安全メールの運用

○戦略図○



## (ア) 秩父圏域情報化の推進

### ○現況と課題○

情報通信技術の発達による全国的な情報インフラ整備が進められ、様々な情報サービスが提供されるようになり、人々のコミュニケーション方法も多様化するなか、行政サービスにおいても ICT を活用したサービスが多く行われるようになっていきます。

しかしながら、通信事業者の事業収益や地理的な条件による整備の進捗状況に差が発生し、デジタル・デバイドと言われる情報インフラの地域間格差により企業や住民が受けられる情報サービスに差が生じておりました。

ちちぶ定住自立圏形成協定の締結を行った平成 21 年 9 月時点では、秩父圏域において秩父市、横瀬町、皆野町の一部だけであった光ファイバーによる光サービスも、平成 28 年 4 月現在、秩父市（大滝地区）、小鹿野町（三山、河原沢地区）を除く地区で光サービスが開始され、当初想定していたデジタル・デバイドの状況は改善されています。（上記、光サービス利用不可地域においても ADSL によるサービス利用可能なためブロードバンドサービスを受けられない地区は秩父圏域には無い）

また、秩父圏域内 1 市 4 町の特性を考慮し、基幹系業務システムの共同化によるコスト削減や構成団体を接続するためのネットワーク等の検討を計画の基盤とする「秩父圏域情報化推進計画」の素案を作成し、専門家に助言を求めながら 1 市 4 町の情報担当者による「情報化研究会」にて策定を検討していましたが、社会保障・税番号制度、自治体クラウド、スマートグリッド等、計画作成に影響する社会情勢の変化があり、その都度、計画に内容を追加する必要が発生し、策定作業に時間を要していました。

このように、各市町の抱える問題点や方針等の情報交換を行い「秩父圏域情報化推進計画」の中核となる基幹系業務システムの共同調達と各市町を結ぶネットワーク構築についての検討を進めていましたが、埼玉県町村会が基幹系業務システム共同調達の検討を開始し、当情報化研究会を構成する 4 町が町村会でのシステム調達に参加する意向を示したため、当計画の骨子となる秩父圏域での基幹系業務システム共同調達およびネットワーク構築については白紙となり、当計画の策定は行わないことになりました。

### ○今後の展望○

今後は特別な事業を設けず、各市町による秩父圏域における情報化案件の情報収集を行い必要に応じて担当者による会議を行うものとします。

なお、情報化研究会において、地域情報共有システムの一環である行政から発信するお知らせメールシステムの研究を行う中で、秩父市が運用している「安心安全メール」の共同利用については、市町の防災・防犯担当者と業者の調整・運用打合せを行い、「ちちぶ安心安全メール」として平成 25 年 8 月 1 日より運用を開始したため、現在は防災・防犯セクションでの運用に移っています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 秩父圏域情報化の推進

圏域におけるデジタル・デバイドの解消及び情報ネットワーク化を推進するため、  
「秩父圏域情報化推進計画（仮称）」を策定する。

○取組の成果指標○

指標設定なし。

○今後想定される事業○

該当なし。

## (イ) 地域情報共有システムの構築準備

### ○現況と課題○

近年、パソコンやインターネットが急速に普及し、多種多様な情報の入手や発信が容易になり、地域内で発信される情報に対する関心が高くなっています。

1市4町においては、防災・防犯情報に関しては、防災行政無線を活用し地域住民に情報を発信していますが、秩父市ではその補完的機能として安心・安全メールで防災・防犯情報や災害時における被害状況、避難勧告などの情報を登録者にメール配信をしていました。

平成25年8月から圏域全体で安心・安全メールの配信を始め、平成29年4月1日現在、登録者は16,625人となっています。

更に、平成26年度には安心・安全メールとエリアメール・緊急速報メールを連携し、災害時等における迅速な情報伝達手段の構築を行いました。

今後、登録者を増加させることで、より多くの圏域住民に災害等の情報を迅速に伝えられるよう、更なる安心・安全メールの周知啓発をする必要があります。

### ○今後の展望○

今後、安心・安全メール登録者の増加を目指した広報周知活動などを行うとともに、災害情報等の緊急を要する新たな情報伝達手段について研究を行うことでちちぶ定住自立圏として支援可能か検討を行っていく予定です。

### ○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

#### 【形成協定】

(イ) 地域情報共有システムの構築準備

圏域の防災・防犯情報などの提供システムの運用について研究する。

### ○取組の成果指標○

指標	安心・安全メール登録者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	15,500人	16,500人	17,500人	18,500人
実績	15,821人	16,625人	16,894人		

① ちちぶ安心・安全メールの運用

事業名	安心・安全メールの拡大拡充					69	関係市町名
事業概要	携帯電話の普及状況を踏まえ、圏域内すべての市町で安心・安全メールで防災・防犯情報等を配信しているが、より多くの住民に情報を配信できるよう周知活動を行う。 また、災害時の情報伝達については迅速さが求められていることから、情報伝達手段の運用について研究する。					秩父市（危機管理課） 横瀬町（総務課） 皆野町（総務課） 長瀨町（総務課） 小鹿野町（総務課）	
成果	登録者が増加することにより、より多くの住民に防災・防犯情報等が発信できるようになる。また、迅速な情報伝達がされることにより、素早い避難行動等が可能となるため、より多くの住民の生命財産が守られることになる。						
関係市町の役割分担	市が中心となって企画立案、研究・検討、また、契約事務等を行い、各町はこれに協力する。						
事業費 (千円)	27	28	29	30	31	計	
	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	7,780	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	27	28	29	30	31	計	
市負担額	836	836	836	836	836	4,180	
各町負担額	180	180	180	180	180	900	

○今後想定される事業○

特になし。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ウ 圏域外の住民との交流及び移住促進

○施策体系○

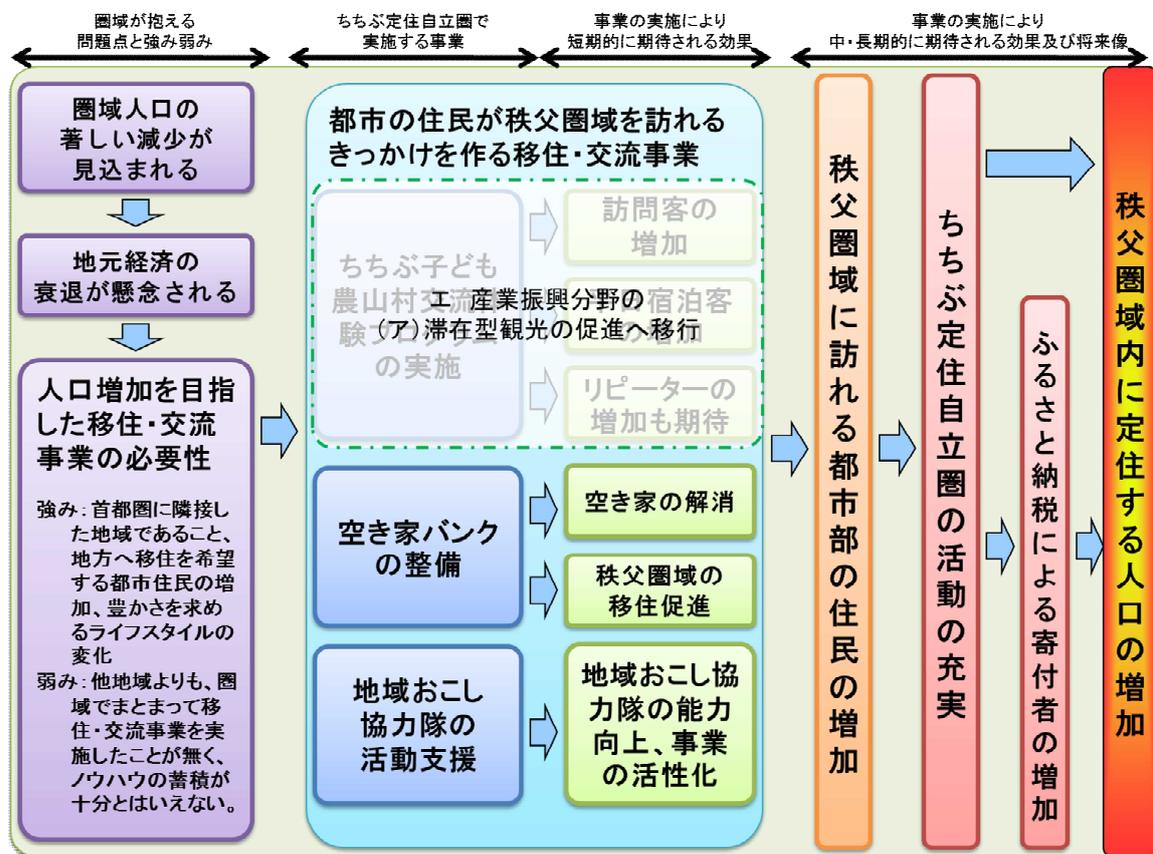
(ア) 交流及び移住促進事業の(合同)実施

- ①空き家バンクの運用
- ②地域おこし協力隊の活用

○農山村体験交流事業の推進

(エ 産業振興分野の(ア) 滞在型観光の促進へ移行)

○戦略図○



## (ア) 交流及び移住促進事業の（合同）実施

### ○現況と課題○

人口推計によれば、秩父圏域は2020年（平成32年）には10万人を下回ると予想されており、地域コミュニティの喪失やいわゆる限界集落の増加、農業従事者の減少による遊休農地の増加、林業の衰退による山林荒廃や荒川下流域への災害面での影響などが懸念されています。

その一方で、都市部においては、近年、いわゆる「団塊の世代」の大量退職、ゆとりや豊かさ志向への国民のライフスタイルの変化、UIJターンや二地域居住の普及等により、「都市から地方への移住・交流」の気運が高まってきています。

秩父圏域は、都心より約60kmから80kmに位置しながら、自然環境や歴史的資源等に恵まれ、町内会や消防団など地域の結びつきが強い地域です。都市からの移住・交流に適した圏域として、東京から「近い田舎」として、田舎暮らしが実現でき、地域の人々と訪れる人々が「近い仲」になれる可能性を持っています。

以上のことから、人口減少による諸課題を解決するための手段の一つとして、都市住民が秩父に求めるニーズの把握分析により都市住民を受け入れていくための受け皿づくりを圏域が一体となって推進することで、交流及び移住促進策を展開していくことが考えられます。

### ○今後の展望○

秩父圏域では、これまでも荒川流域の自治体との交流事業や「ちかいなか秩父」に代表されるような移住促進事業に取り組んできました。今後は、秩父への訪問者を増加させ、定住者を多くするための交流及び移住促進策の効果をより高めるため、圏域内の自治体が**より一層**連携して展開していく必要があります。

具体的な取組として、まず、移住促進事業については、すでに運用が始まっている空き家バンクの効果的な運用整備に取り組めます。空き家バンクとは、圏域内にある空き家の有効活用を通して、地域住民と都市住民の交流拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るため、地域内にある賃貸や販売が可能な物件の所有者から登録を募集して情報提供を行うデータベースのことです。現在、民間団体や地域住民の協力のもと、移住希望者が情報収集できる仕組みを構築して、都市部からの移住受け入れ態勢の整備を進めていますが、秩父圏域への**移住**に関心を持っている人々の**ニーズ**が多様化しており、**住居に対するニーズ**に対して十分に応えられていないのが現状です。

そこで、圏域外の住民のニーズに合致する豊富な情報を提供していくため、空き家バンクの**申請・登録物件をより一層増やせるよう努めていきます**。さらに、**都市部での移住セミナーの実施や物件見学ツアーなどを通じ、実際の秩父暮らしの情報提供を積極的に行い、秩父圏域に移住を検討している方にアプローチを**していきたいと考えています。

次に、総務省が推進する「地域おこし協力隊」の活用により、秩父圏域の生活に関心を持つ都市住民を受け入れて、地域力の維持・強化に取り組んでいきます。地域おこし協力隊とは、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、1年～最長3年間、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、秩父の魅力をHPや

SNS 等で全国へ発信、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取組を支援する制度です。すでに、秩父市では「緑のふるさと協力隊」制度の活用により、受け入れた都会の若者が定住した実績がありますが、この取組を圏域内で広げることにより、定住する人数を拡大したいと考えています。

これらの取組による効果としては、短期的には、空き家の解消や秩父圏域への移住促進が見込まれます。また、長期的には、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれ、過疎・辺地対策にもつながります。

### ○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

#### 【形成協定】

交流及び移住促進事業の実施

圏域外の住民を多く受け入れるため、民間団体などと協力して、需要を調査・検証した上で、子ども農山村交流プロジェクトなどの交流推進事業、空き家バンクの実施などの移住促進交流事業を合同で実施する。

### ○取組の成果指標○

指標 1	空き家バンク新規利用登録者数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	330 人	340 人	350 人	360 人
実績	325 人	269 人	367 人		
指標 2	空き家バンク新規物件登録件数				
	H27	H28	H29	H30	H31
目標	—	50 件	50 件	50 件	50 件
実績	44 件	59 件	66 件		

① 空き家バンクの運用

事業名	空き家バンク整備及び運営委託事業					70	関係市町名			
事業概要	<p>都市住民が秩父圏域へ移住するための足掛かりとなる空き家バンクの効果的な運用を行う。</p> <p>秩父圏域が消滅可能性都市に指定されたことを受け、これを回避すべく、空き家バンクのシステム運用を民間団体と協力して行う。</p> <p>具体的には、<b>物件所有者への空き家バンクの紹介</b>、空き家データの充実や広報周知などにより<b>申請・登録・成約件数</b>を増加させるための企画立案を行う。</p> <p>秩父に移住することに不安を感じている方に向け、移住交流フェアなど都内で開催されるイベントに積極的に出展し、<b>また物件見学ツアーなど</b>秩父圏域での田舎暮らしの魅力をPRする。同時に秩父での暮らしについて、インターネットを活用した情報発信も積極的に行う。</p>					秩父市(移住相談センター)	横瀬町(まち経営課)	皆野町( <b>みらい創造課</b> )	長瀨町(産業観光課)	小鹿野町(総合政策課)
成果	<p>空き家バンク運用方法を改善し、データを充実することにより、<b>申請・登録・成約件数</b>の増加が期待される。また、定住者の増加による人口・税収の増加が見込まれる。</p> <p>ちちぶ田舎暮らしの魅力PRを強化することにより、注目を集めることができ、移住者の増加が見込まれる。</p>									
関係市町の役割分担	<p>秩父市が中心となって、各町とともに、埼玉県宅地建物取引業協会秩父支部及びFIND Chichibu ちかいなか分科会などの関係機関と連携し、空き家バンクの効果的な運用や移住者・移住希望者の支援事業の企画立案を行う。</p>									
事業費 (千円)	27 1,800	28 1,800	29 1,800	30 1,900	31 <b>1,900</b>	計 <b>9,200</b>				
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし									
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方										
	27	28	29	30	31	計				
市負担額	968	968	968	1,024	<b>1,024</b>	<b>4,952</b>				
各町負担額	208	208	208	219	<b>219</b>	<b>1,062</b>				

② 地域おこし協力隊の活用

事業名	地域おこし協力隊の活用					71	関係市町名
事業概要	<p>都市の若者等を地域おこし協力隊員として一定期間(最長3年)受け入れ、農林業の応援や特産品のPR、秩父の魅力発掘、住民の生活支援などの各種の地域活性化等の活動に従事してもらい、さらにHPやSNS等で全国へ発信してもらおう。最終的に当該地域への定住・定着を図る。</p>					<p>秩父市(移住相談センター、商工課、大滝総合支所地域振興課)                  横瀬町(まち経営課)                  皆野町(みらい創造課)                  長瀬町(企画財政課)                  小鹿野町(総合政策課)</p>	
成果	<p>地域おこし協力隊員を積極的に活用することにより、地域力の維持・強化を図る。また、地域おこし協力隊員の秩父圏域内での定住・定着を図る。</p>						
関係市町の役割分担	<p>地域おこし協力隊員の受け入れについては、総務省の要綱等に基づき、各市町において手続きを行う。</p> <p>隊員を対象に合同研修等を開催する必要がある場合、秩父市は研修等の企画立案やとりまとめを行う。各町は研修等の実施に協力する。</p>						
事業費(千円)	27	28	29	30	31	計	
	0	0	0	0	0	0	
<p>※対象は隊員受入側の研修等費用とする(隊員受入経費は別途計上。)</p>							
国県補助事業等の名称・補助率等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊員受入経費については、「地域おこし協力隊」の推進に向けて年間4,000千円を上限(うち報償費2,000千円、その他2,000千円)とした地方財政措置(特別交付税措置)がある。</li> <li>・ちちぶ定住自立圏では、協力隊員を受入れる側の研修等費用を負担することとし、隊員のための研修等費用は、地域おこし協力隊の受入経費で負担することとする。</li> </ul>						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> <li>・地域おこし協力隊の受け入れ経費は、各市町で計上し、各自で財政措置を受ける。</li> </ul>						

○今後想定される事業○

特になし。